

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月30日
【会社名】	株式会社アイ・エス・ピー
【英訳名】	I S B C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若尾 逸雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎5丁目1番11号
【電話番号】	03(3490)1761(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川崎 工三
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎5丁目1番11号
【電話番号】	03(3490)1761(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 川崎 工三
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 134,193,360円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月30日に臨時報告書を提出したことに伴い、平成27年3月3日付をもって提出した有価証券届出書（その後提出した有価証券届出書の訂正届出書を含みます。）の記載事項のうち、「第三部 追完情報」の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年3月27日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年3月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年3月30日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年3月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第45期）の提出日（平成27年3月27日）以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年3月30日）までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

#### 1 提出理由

平成27年3月27日開催の当社第45期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

###### 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、若尾 逸雄及び柳沢 一紀を選任する。

###### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役平野 豊に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金処分の件	24,227個	85個	0個	93.71%	可決
第2号議案 取締役2名選任の件					
若尾 逸雄	23,904個	409個	0個	92.46%	可決
柳沢 一紀	24,228個	85個	0個	93.71%	可決
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	23,964個	349個	0個	92.69%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成比率の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主全員分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権総数に算入しております。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。